

青森県報

第九百六号

令和七年
四月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定	障 社 課	一
○公有水面埋立ての免許	(障 社 課)	一
○証紙売りさばきの廃止	(港 湾 空 港 課)	二
○証紙売りさばき人の指定	(会 計 管 理 課)	二
選挙管理委員会	(同)	三
○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正	(事 務 局)	三

告 示

青森県告示第二百九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年四月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
I&H野辺地薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の二二	令和七 年 四 月 二 十 五 日
つがる薬局店	五所川原市川端町三の四	〃

青森県告示第二百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、令和七年四月十八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

令和七年四月二十五日

青森港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 宮 下 宗一郎

- 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県
 - 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 宮下 宗一郎
- 二 埋立区域
- 位置
青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一及び同大字字千刈一七八の一の地先公有水面
 - 区域
次の地点のうち一の地点から十四の地点までを順に結ぶ線及び十四の地点から一の地点までを結ぶ令和三年秋分の日の満潮位（D・L・+〇・八二三メートル）における新設護岸並びに防波堤と公有水面との境界線により囲まれた区域

一の地点 四等三角点新田(北緯四〇度五〇分四〇秒、東経一四〇度四二分四二秒)から三一六度二分一秒 六四五・五五メートルの地点

二の地点 一の地点から 三〇四度五一分五秒 四五・〇〇メートルの地点

三の地点 二の地点から 二一五度〇一分四一秒 〇・〇五メートルの地点

四の地点 三の地点から 三〇四度四八分〇九秒 二一六・四八メートルの地点

五の地点 四の地点から 三四度五一分〇六秒 一八五・八〇メートルの地点

六の地点 五の地点から 三〇四度四八分〇三秒 一一・三〇メートルの地点

七の地点 六の地点から 三四度四六分二五秒 一八・三四メートルの地点

八の地点 七の地点から 一二四度四六分二六秒 六・七〇メートルの地点

九の地点 八の地点から 三四度四六分一四秒 三三・七〇メートルの地点

十の地点 九の地点から 一二四度四六分二八秒 二二・五〇メートルの地点

十一の地点 十の地点から 二一四度四五分二六秒 五・八八メートルの地点

十二の地点 十一の地点から 一二四度四五分五六秒 四三・八〇メートルの地点

十三の地点 十二の地点から 二一五度〇三分五一秒 三・二四メートルの地点

十四の地点 十三の地点から 一二五度〇七分〇八秒 〇・八〇メートルの地点

3 面積

六二、四二二・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

1 位置

青森市大字油川字柳川一二の四一、一の一、一の一三及び一の一三並びに同大字千刈一二七の七、一二七の二四、一七八の一及び一七八の三の地先公有水面

2 区域

次の地点のうちK一の地点からK十四の地点までを結んだ線により囲まれた区域

K一の地点 四等三角点(北緯四〇度五〇分四〇秒、東経一四〇度四二分四二秒)から三五七度三二分一秒 七二三・二六メートルの地点

K二の地点 K一の地点から 二一四度四八分四七秒 二二〇・三八メートルの地点

K三の地点 K二の地点から 三〇四度四八分四三秒 一七九・九九メートルの地点

K四の地点 K三の地点から 二一四度四八分三九秒 二三七・二一メートルの地点

地点

K五の地点 K四の地点から 三〇四度四八分三五秒 二七六・〇一メートルの地点

地点

K六の地点 K五の地点から 三四度二六分〇二秒 一二・五六メートルの地点

K七の地点 K六の地点から 三〇三度五九分五五秒 一〇・七七メートルの地点

地点

K八一の地点 K七の地点から 三四度〇九分〇一秒 六・九〇メートルの地点

地点

K九一の地点 K八一の地点から 三〇四度四八分二九秒 四・三五メートルの地点

地点

K十の地点 K九一の地点から 三四度四二分五三秒 一一九・一九メートルの地点

K十一の地点 K十の地点から 三〇四度四八分三四秒 八四・〇四メートルの地点

地点

K十二の地点 K十一の地点から 三四度四八分〇四秒 五〇・〇〇メートルの地点

地点

K十三の地点 K十二の地点から 三三六度四七分五四秒 一三〇・四四メートルの地点

地点

K十四の地点 K十三の地点から 三四度四八分二八秒 二〇〇・〇〇メートルの地点

3 面積

二二五、五七七・七一平方メートル

四 埋立地の用途

埠頭用地

青森県告示第百九十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和七年四月一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市木造千代町三二

澁谷 光弘

二 売りさばき場所

つがる市木造千代町三二 澁谷省吾商店

~~~~~

青森県告示第二百九十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和七年四月二十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 売りさばき人の住所及び氏名

つがる市木造千代町三二

澁谷 省一

二 売りさばき場所

つがる市木造千代町三二 澁谷省吾商店

三 指定年月日

令和七年四月十六日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

令和六年十一月二十七日青森県選挙管理委員会告示第八十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和七年四月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政治団体の収支報告書の要旨の令和5年分(4)その他の政治団体のア統括表青森県社会福祉法人政治連盟の項中

|         |
|---------|
| 600,733 |
| 262,732 |
| 338,001 |
| 218,414 |
| 338,000 |
| 26      |

|         |
|---------|
| 613,733 |
| 262,732 |
| 351,001 |
| 218,414 |
| 351,000 |
| 27      |

を に訂正する。

|         |
|---------|
| 924     |
| 7,490   |
| 8,414   |
| 10,000  |
| 200,000 |
| 210,000 |

|         |
|---------|
| 924     |
| 7,490   |
| 8,414   |
| 10,000  |
| 200,000 |
| 210,000 |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付二十一円七十銭